暫定ケアプランの取扱いについて

宇城市高齢介護課

１　暫定ケアプランを作成する場合の例

（１）　被保険者が新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合（典型的には看取り期等、緊急性が高い申請の場合が想定される）

（２）　要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービス利用する場合

（３）　要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

２　暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項

（１）　認定結果が非該当、または暫定ケアプランに設定した要介護度等よりも低くなった場合は、介護サービスに要する費用の全部または一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者またはその家族に十分な説明を行うこと。

（２）　要介護等認定は、有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合にあっても、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）第１３条及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「予防運営基準」という。）第３０条第６号から第１１号までに定める一連の業務（以下「一連の業務」という。）を行うこと。

（３）　暫定ケアプランについて、利用者の状態等を踏まえ、本ケアプラン（原案）においても同様の内容が見込まれる場合（典型的には看取り期が想定されるが、これに限られない。）は、暫定のケアプラン作成の際に行った一連の業務について、必ずしも改めて同様の一連の業務を踏む必要はない。

（４）　認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断できない場合、必ず居宅介護支援事業者と地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）が相互に連携を取りながら暫定ケアプランを作成すること。

なお、その場合、利用者に給付がされないことがないよう、介護予防サービス事業者（または宇城市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者）及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプランに位置付けることが望ましい。

（５）　本取扱１－（２）に係る申請を行うことで、要支援の利用者が要介護認定または要介護の利用者が要支援を受けることが明らかに見込まれる場合、前者の場合は居宅介護支援事業者が、後者の場合は地域包括支援センター等が一連の業務を行い、暫定プランを提出すること。

また、本取扱１－（２）に係る申請であって、本取扱２－（４）に該当する場合、申請日時点で利用者の介護保険被保険者証に記載されている事業所が、居宅介護支援事業者または地域包括支援センター等と相互に連携を取りながら一連の業務を行い、暫定ケアプランを作成すること。

（６）　本取扱１－（１）に係る申請であって、本取扱２－（４）に該当する場合、暫定ケアプラン作成前に、宇城市介護保険係または宇城市地域包括支援センターへ相談すること。

３　認定結果に基づく対応

（１）　想定していた要介護度等と認定結果が同一の場合

ア　暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合

改めての一連の業務は不要である。ただし、必要事項を見え消しで訂正するなどにより、暫定ケアプランがそのまま本ケアプランに移行したことが分かるようにすること。

また、そのことについて利用者またはその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。

なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

イ　暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をする場合

サービス変更の内容が、軽微な変更（別添「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」を参照。以下、同じ。）として取り扱うことができる場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第１表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。

また、そのことについて利用者またはその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。

なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

ただし、軽微な変更として取り扱えない場合は、認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

（２）　想定していた要介護度等と認定結果が異なる場合

◆例１　要介護３と見込んで暫定ケアプランを作成→認定結果が要介護２

ア　暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合

軽微な変更として取り扱うことができる。この場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第１表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。

また、そのことについて利用者またはその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。

なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

イ　暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をする場合

本取扱３－（１）イと同様の取扱いとする。

◆例２　地域包括支援センターで要支援の暫定ケアプランを作成→認定結果が要介護

ア　暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合

暫定ケアプラン作成時にあらかじめ地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携を取っており、それに係る記録等を認定結果が出た後、速やかに居宅介護支援事業所に引き継いだ場合、引継ぎを受けた居宅介護支援事業所が一連の業務を行ったものとみなす。

ただし、本ケアプラン作成については、暫定ケアプランをもとに、居宅介護支援事業所が速やかに作成して提出を行うこと。

イ　暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービス内容の変更をする場合

例２アと同様の取扱いとする。この取扱いにおいて、サービス変更の内容が、軽微な変更として取り扱うことができる場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第１表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。

また、そのことについて利用者またはその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。

なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

ただし、軽微な変更として取り扱えない場合は、認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

※　例２ア、イのいずれの場合も、要介護の結果を想定せず、あらかじめ居宅介護支援事業所と連携を取っていない場合は適用されないため、自己作成扱いとなる。
自己作成扱いの場合、給付管理の関係上、速やかに宇城市介護保険係へ連絡すること。
なお、連携を取っていることが原則であり、自己作成取扱いとなるから連携を取らなくてもよい、ということではなことに留意すること。

※　別紙、フローチャートを参照すること。

４　居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

要介護（要支援）認定の申請時、または居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第、提出を行うこと。（利用者の介護保険被保険者証に事業所の記載がない、または、記載されている事業所を変更する場合に限る。）

ただし、本取扱２－（４）の場合は、認定結果が出た後、速やかに届出書の提出を行うこと。